

広島県告示第千二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害の発生原因の種類	土砂災害警戒区域	所在 地	広島県三原市本郷町船木地内				
				一五九一五清兼(一〇)	一五九一四清兼(一〇)	一五九一三清兼(一〇)	一五九一二清兼(一〇)	一五九一一清兼(一〇)
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示の	
一五九一五清兼(一〇)	一五九一四清兼(一〇)	一五九一三清兼(一〇)	一五九一二清兼(一〇)	一五九一一清兼(一〇)			区域の名称	土砂災害特別警戒区域
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	土砂災害の発生原因の種類	土砂災害の発生原因の種類
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律施政令(平成二十九年)で定める区域の土砂災害警戒区域を示す第二項及び法規に規定する土砂災害防止対策を実施するための土砂災害警戒区域の表	第十九条の二	第十九条の二

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。